

## 国立大学法人島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則

(平成19年島大規則第60号)

(平成19年10月23日制定)

[平成20年7月22日一部改正]

[平成22年9月21日一部改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて（平成18年8月8日科学技術・学術審議会）及び国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための行動規範の趣旨に則り、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止及び不正行為が発生した場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において不正行為とは、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為には当たらないものとする。

- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- 四 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されていないこと。
- 五 その他の不正行為 研究活動におけるその他の不正行為。

2 この規則において「部局等」とは、各学部、法務研究科、附属図書館、医学部附属病院、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、総合企画室、評価室、教育開発センター、入試センター、キャリアセンター、国際交流センター、男女共同参画推進室、プロジェクト研究推進機構、工作センター、監査室、総務部、財務部、教育・学生支援部及び学術国際部をいい、部局長等とはそれぞれの長をいう。

3 前項の規定にかかわらず、総務部、財務部、教育・学生支援部及び学術国際部は、担当副学長を部局長等とする。

(学長の責務)

第3条 学長は、不正行為の防止のために、研究者への啓発活動に努めなければならない。

(通報窓口の設置)

第4条 不正行為に関する通報を受け付けるため、学術国際部研究協力課に研究活動不正行為通報窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

- 2 通報窓口は、研究活動不正行為通報担当者（以下「通報担当者」という。）を置く。
- 3 通報担当者は、通報を受け付けたときは、速やかに学長及び第7条に定める研究活動不正行為対策委員会委員長（以下「対策委員会委員長」という。）に報告するとともに、通報を受け付けた旨を通報者に通知する。この場合において、通報者に対しさらに詳しい情報の提供や、当該通報に基づいて行う調査等への協力を依頼することがある旨を、併せて通知する。

(通報等の取扱い)

第5条 通報は原則として、顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正行為とする根拠を記載し、不正行為通知書(別紙様式)を封書により送付又は電子メールに添付して送信することにより行う。ただし、匿名による通報があった場合はその内容に応じ、顕名の通報に準じて取り扱うことができる。

2 前項に定めるもののほか、対策委員会委員長は、学会や他機関又は報道から、不正行為が指摘された場合も、通報があったものとして取り扱う。

(通報者・被通報者の取扱い)

第6条 学長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 学長は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、国立大学法人島根大学職員就業規則第26条、第81条及び第83条に基づく解雇及び降任、懲戒処分及び訓告等(以下「懲戒処分等」という。)や刑事告発がありうることを周知する。

3 学長は、通報者に対し、単に通報したことを理由に懲戒処分等の不利益な取扱いは行わない。

4 学長は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究活動の全面的禁止や懲戒処分等の不利益な取扱いは行わない。

(研究活動不正行為対策委員会)

第7条 本学に、次の各号に掲げる業務を行うため、研究活動不正行為対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

- 一 不正行為の防止を目的とした倫理教育に関すること
- 二 不正行為の防止を目的とした啓発活動に関すること
- 三 不正行為の調査に関すること
- 四 その他不正行為に関し必要な事項

2 対策委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 学術・国際担当副学長
- 二 学長が指名する教育研究評議会評議員 5名
- 三 法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名
- 四 学術国際部長
- 五 その他学長が必要と認めた者

3 学長は、特に必要があると認める場合には、前項第1号の副学長に代えて、他の副学長を委員に指名することができる。

4 第2項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 対策委員会に委員長を置き、第2項第1号又は第3項の副学長をもって充てる。

6 対策委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

7 対策委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を臨時委員として加えることができる。

(予備調査委員会)

第8条 対策委員会に、研究活動に係る不正行為の通報内容の合理性、調査可能性について予備調査を行わせるため、予備調査委員会を置く。

2 予備調査委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 対策委員会委員長

二 対策委員会委員長の指名する者

三 被通報者が所属する部局長等

3 予備調査委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

(予備調査)

第9条 対策委員会委員長は、通報事案について予備調査委員会を開催し、速やかに予備調査を実施する。

2 学長は、通報の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報が提供され、不正行為があると疑われる場合は、当該事案に係る予備調査の開始を対策委員会委員長に命ずることができる。

3 予備調査委員会は、通報事案について対策委員会が行う調査（以下「本調査」という。）の適否を判断し、通報受付後原則として30日以内にその結果を学長に報告する。

4 学長は、本調査を行わない場合、その理由を付記し通報者に通知するとともに、予備調査の資料を保存し、当該事案に係る資金配分機関又は通報者の求めに応じ開示することができる。

(本調査)

第10条 対策委員会委員長は、予備調査委員会が本調査すべきものと判断した場合は、前条第3項の報告が行われた日から原則として30日以内に本調査を開始し、その旨を学長に報告しなければならない。

2 対策委員会委員のうち、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する委員は、審議に加わることができない。

3 学長は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関にも調査を行う旨を通知する。

4 学長は、対策委員会委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知する。通報者及び被通報者は、通知の日の翌日から起算して14日以内に学長に対し、書面により異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る対策委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

5 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与える。

6 本調査の対象は、通報等された事案に係る研究のほか、対策委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究をも含めることができる。

7 対策委員会は本調査の実施に際し、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

8 学長は、本調査の実施決定後、対策委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止する等、必要な措置を講じることができる。

(調査協力義務と不正行為の疑惑への説明責任)

第11条 本調査に対して、通報者及び被通報者は積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとし、被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において、当該研究の適正な方法と手続及び論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート及び実験試料・試薬等、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は、合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とする。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理

由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

- 3 その他関係部局等を始めとする当該通報等事案に関係する者は、予備調査委員会及び対策委員会の要請に対し、積極的に協力しなければならない。

(認定)

第12条 対策委員会は、本調査開始後原則として150日以内に、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為が行われたものと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

- 2 対策委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、本調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。なお、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与える。

(学長への報告)

第13条 対策委員会は、前条の規定による認定が終了したときは、速やかに調査結果（認定を含む。以下同じ。）を学長に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第14条 学長は、対策委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。また、当該事案に係る資金配分機関にも、調査結果を報告する。

- 2 学長は、悪意に基づく通報との認定があったとき、通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第15条 不正行為と認定された被通報者等又は悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。）は、調査結果の通知の日の翌日から起算して14日以内に学長に対し、書面により不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、被通報者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者及び当該事案に係る資金配分機関に通知する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該被通報者等の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者、通報者の所属機関及び当該事案に係る資金配分機関に通知する。

- 3 不服申立ての審査は対策委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、対策委員会の公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、対策委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

- 4 対策委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合には、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。

- 5 学長は、再調査結果を、通報者、被通報者等及び当該事案に係る資金配分機関に通知する。また、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったとき、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該被通報者等の所属機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関に通知する。

(調査結果の公表)

第16条 学長は、対策委員会において不正行為が行われたと認定されたとき又は悪意に基づく通報と認定されたときは、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として調査結果を公表する。この場合において、不正行為と認定された被通報者等又は悪意に基づくものと認定された通報者から公表事項についての意見があるときは、その意見も併せて公表するものとする。

2 学長は、対策委員会において不正行為が行われなかったと認定されたときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

(不正行為の防止)

第17条 学長は、対策委員会において不正行為が行われたと認定されたときは、不正行為防止のため、不正行為と認定された事案について、学内へ周知する等、必要な措置を講じることができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第18条 学長は、不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、懲戒処分等及び次の各号に定める必要な措置を講ずる。

- 一 当該研究に係る研究費の使用中止等
- 二 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告
- 三 その他不正行為排除のための措置

2 学長は、前項により処分を課したときは、当該事案に係る資金配分機関に対して処分内容等を通知する。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第19条 学長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった措置を解除する。

2 学長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

3 学長は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が、本学に所属する者であるときは、懲戒処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(秘密保持義務)

第20条 通報窓口の職員及びこの規則における不正行為への対応に携わる者は、通報の内容その他不正行為の調査に関する事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も、同様とする。

(事務)

第21条 対策委員会及び予備調査委員会に関する事務は、関係する部・課・室及び事務部の協力を得て学術国際部研究協力課において処理する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年10月23日から施行する。

2 第7条第2項第3号及び第5号の規定により最初に選出された委員の任期は、同条第4項の

規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

平成 年 月 日

島根大学長 殿

（通報窓口：学術国際部研究協力課）

所 属：

職名等：

氏 名：

連絡先：

### 不正行為通報書

国立大学法人島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則第5条第1項の規定に基づき、下記の研究者の不正行為について通報を行います。

#### 記

1. 研究者（グループ）の所属，職名等，氏名

所 属：

職名等：

氏 名：

2. 不正行為の種類：(捏造，改ざん，盗用，不適切なオーサーシップ，その他の不正行為の別)

3. 不正行為の内容

4. 不正行為とする根拠

5. 不正行為の発生時期 年 月頃

6. 対象研究資金について

助成機関名：

資金名称：

課 題 名：

番 号：

7. その他参考となる事項

※5～7については、分かる範囲で記入してください。